

令和6年3月1日

払戻請求書による当座勘定払戻の取扱開始について

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、払戻請求書による当座勘定払戻の取扱いを開始いたします。

全国銀行協会は政府の「成長戦略実行計画」を踏まえ、「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げ、「手形・小切手機能の全面的電子化」を進めております。ついては、当行においても、手形・小切手による決済機能の代替手段として払戻請求書による当座勘定払戻の取扱いを開始するものです。

なお、当行では、手形・小切手に代わる電子的な決済方法として、「でんさいネットサービス」の利用をおすすめしております。この機会に同サービスのご利用をご検討ください。（「でんさいネットサービス」のご利用には、当行所定の審査があります。）

記

1. 取扱開始日

令和6年4月1日（月）

2. 払戻請求書ご利用方法

当行所定の払戻請求書への所定事項の記入（日付、口座番号、おなまえ、金額）及び届出印の押印並びに当座勘定入金帳等の口座番号を確認できるものをご提示ください。詳細はお取引店にお問合せください。

以 上